

第 28 回仙台市動物愛護協議会 議事録

開催日時	令和 2 年 1 月 24 日（金） 13：59～15：55
開催場所	青葉区役所 9 階 第 1・第 2 会議室
委員 (順不同・ 敬称略)	佐藤衆介（会長） 小野裕之（副会長） 木村孝 後藤美佐 齊藤千映美 細井戸大成 山口千津子 (欠席＝堀江俊男)
事務局	健康福祉局保健衛生部長 同動物管理センター所長 同動物管理センター管理係長 同動物管理センター管理係主任 同保健管理課長 同保健管理課保健総務係長 同保健管理課保健総務係技師
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶 3. 会長選出 4. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「仙台市人と猫との共生に関する条例」 施行について (2) 「動物の愛護及び管理に関する法律」 の改正概要について 5. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度仙台市動物愛護アクションプラン実施結果について (2) 令和 2 年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）について (3) その他 6. その他 7. 閉会

発言者等	
〈開会〉 進行	<p>定刻となりましたので、ただいまより第 28 回仙台市動物愛護協議会を開会いたします。</p> <p>議事に入る前に、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。本日の配付資料の一覧は、お手元の次第の裏面に記載がございます。参考資料でございますその他関係事業チラシとしましては、「猫が庭に入らない方法」及び「ペットの命を預かる責任を果たしましょう」、「災害時はペットも飼い主と一緒に同行避難」等の各種啓発チラシ、「しっぽゆらゆら写真展」の広報チラシ、「令和元年度動物慰霊祭」の次第、「どうぶつフェスタ in Miyagi 2019」の広報チラシ、あと猫条例が紹介されました市政だより 8 月号の特集記事、あとペット同行避難の啓発資料でございますウエットティッシュ、仙台市獣医師会会長提供の飼い主のいない猫の不妊去勢手術についての A 4 判の資料をおつけしておりますので、お手元の資料等のご確認をお願いしたいと思います。資料の不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、仙台市健康福祉局保健衛生部長の川口よりご挨拶を申し上げます。</p>
〈挨拶〉 保健衛生 部長	<p>仙台市健康福祉局保健衛生部長の川口でございます。本日はよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日はお忙しい中、第 28 回仙台市動物愛護協議会にご出席を賜りまして、まことに</p>

	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様方には、このたび委員をお引き受けいただきましたこと、本当にありがとうございました。</p> <p>国では昨年、動物愛護管理法が改正されまして、取り組みが強化されるということで、この6月から順次施行がされているという状況でございます。仙台市としましては昨年6月に、仙台市人と猫との共生に関する条例が制定されまして、今年の4月に施行予定となっております。</p> <p>この条例は、猫の飼い主、あるいは市民の方々の理解、ご協力のもと、適正な飼養や管理を推進し、人と猫が共生できる社会の実現を目指すといったものでございます。現在、施行に向けまして具体的な施策を検討しているという段階でございます。</p> <p>本日はこれらの概要をご説明させていただきますとともに、本日、アクションプランに沿って実施いたしました主な事業についてご報告をさせていただきます。また、令和2年度のアクションプランにつきましても説明をさせていただきたいと考えております。</p> <p>委員の皆様方には、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、今後の私どもの活動の一助にさせていただきたいと考えてございます。</p> <p>簡単ではございますけれども、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。</p>
進行	<p>それでは、今期の委員にご就任いただきました皆様を五十音順にてご紹介させていただきます。</p> <p>小野裕之様。 木村孝様。 後藤美佐様。 齊藤千映美様。 佐藤衆介様。 細井戸大成様。 山口千津子様。</p> <p>なお、堀江俊男様につきましては、本日、ご都合によりご欠席の連絡をいただいております。</p> <p>委員の委嘱期間は平成31年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。委嘱状につきましては、昨年、委嘱時におきまして、各委員の皆様へ郵送しておりますので、本協議会での委嘱状の授与は省かせていただきます。</p> <p>引き続き、次第3の会長選出に入ります。会長は委員の互選となっておりますが、どなたかご推薦はありますでしょうか。後藤委員、お願いします。</p>
後藤委員	佐藤委員はいかがでしょう。
佐藤委員	僭越ながら、皆さん、ご協力よろしくお願いたします。お受けいたします。
進行	<p>それでは、佐藤委員、会長をお願いしたいと思います。佐藤委員、会長席へのご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐藤会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>それでは、前期に引き続きまして、また会長を仰せつかりました佐藤です。</p> <p>今、川口部長からも言われたように、法改正があったり、条例が制定されたりとい</p>

	<p>うことで、この動物愛護行政というのもますます行政の役割というものが大きくなってきていると思います。ということで、それを受けてこの協議会の責任も極めて大きくなってきていると思いますので、皆さん、活発なご議論をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
進行	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、副会長の選出に入りたいと思ひます。規定によりまして、副会長は会長が指名することとなっておりますので、佐藤会長からご指名をお願ひいたします。</p>
佐藤会長	<p>この動物愛護行政というのは、やはり獣医師会の支援なくしてはあり得ませんので、ぜひ獣医師会の小野委員に副会長をお引き受けいただきたいと思ひます。</p>
進行	<p>それでは、小野委員、副会長をお願ひいたします。小野委員、副会長席へのご移動をお願ひいたします。</p> <p>それでは、小野副会長より一言ご挨拶をお願ひいたします。</p>
小野副会長	<p>改めまして、小野でございます。</p> <p>とりあえず、見覚えのある顔ぶれなのでちょっと安心しながら務めさせていただきます。会長のフォローをちゃんとできるように頑張りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。以上です。</p>
進行	<p>次に、事務局よりお願ひがござひます。本日の協議会は公開で行われ、議事録を作成いたしますので、ご発言の際はお手元のマイクをお使ひいただくようお願ひ申し上げます。</p> <p>続きまして、次第4の報告事項に移りたいと思ひます。</p> <p>では初めに「仙台市人と猫との共生に関する条例」施行について、事務局よりご説明いたします。</p>
動物管理センター 所長	<p>事務局の動物管理センターの石川と申します。本日はよろしくお願ひいたします。</p> <p>では、座って説明させていただきます。</p> <p>資料、後ろのほうになってしまっていて大変申しわけないんですけども、まず資料4をごらんください。</p> <p>条例本文とチラシをお配りしております。</p> <p>まず、条例制定の背景でございます。近年、飼い主のいない猫が増加しておりまして、鳴き声や糞尿被害など、地域の生活環境に悪影響を及ぼしておりまして、本市では仙台市獣医師会に対して飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助金交付を開始しまして、平成29年には仙台市飼い猫と飼い主のいない猫の適正飼育ガイドラインを策定するなど、対策に取り組んでまいりました。しかし、依然として問題は発生しておりまして、平成30年度の苦情・相談件数は844件となっております、5年前の332件に比べて約2.5倍となっております。</p> <p>このような現状を踏まえ、仙台市議会では議員提案条例の策定に向けた検討が進められ、市民説明会の開催やパブリックコメントを実施するとともに、仙台市獣医師会やペット業界の団体、市民ボランティア団体などのヒアリングを実施した上で、仙台市議会に提出されて可決、成立し、施行日は令和2年4月1日とされました。</p> <p>次に、条例の内容でございます。チラシのほうをごらんください。本条例では、仙台市の責務、猫の飼い主の責務、販売業者の責務及び市民等の役割を定めており、各立場が一体となって取り組むことにより、人と猫とが共生できる社会の実現を目指す</p>

ものとなっております。内容は、今までの市の方針と方向性は同一のものとなっております。

チラシの裏面をごらんください。まず、チラシの左上に「猫の飼い主の責務」とございます。6項目定めてございます。飼い主の責務は法律と同様の努力義務を課するものとなっております。2項目めに「猫は屋内で飼いましょう」となっておりますが、苦情の原因となっている無秩序の繁殖を減らすために、この部分は特に明文化された部分でございます。

次に、右上をごらんください。「市民の役割」とございます。4項目の記載がございます。市民の役割とありますが、「飼い主のいない猫にエサを与える場合は」と記載されておまして、市民一般ではなく、猫にエサを与えている方に限定した形での努力義務が規定されております。この条文は、動物管理センターが無責任なエサやりをする者を指導する際の根拠となります。

次に中央部、「販売者の責務」をごらんください。2項目定められておまして、これは法律のとおりで義務規定となっております。

最後にチラシの下、左の部分に「仙台市の責務」とございます。仙台市の責務は4項目規定されております。

まず、「飼い猫の適正飼養や地域猫活動に関する知識等についての普及啓発を行います」とあります。セミナーや出前講座の実施、市の施設へのガイドラインのチラシの設置、各種イベントでの展示によって引き続き普及啓発を行ってまいります。

2番目に、市民が取り組む次の活動への支援として、黒ポチで3項目挙げてあります。市民の取り組む飼い主のいない猫への不妊去勢手術の支援としまして、仙台市獣医師会が飼い主のいない猫不妊去勢手術に対して、雄4,500円、雌9,000円の助成事業を実施しておまして、この事業へ市から補助金を交付しております。助成金の金額は平成30年に1.5倍に増額されておまして、平成30年では427頭の利用がありました。今年度はさらに予算を増額したところでございまして、利用件数は順調に推移していると伺っております。今後、条例施行や市民への周知啓発により利用規模がさらに増加していくことが考えられることから、仙台市獣医師会とともに連携を図りながら施策を検討してまいります。

次に、市民の取り組む不妊去勢手術を目的とした捕獲への支援としまして、捕獲器の無料貸し出しや捕獲器設置のための土地の管理者との調整、捕獲や病院への搬送のためのボランティアのご紹介などを行ってまいります。

市民が取り組む地域猫活動への支援としましては、地域猫活動についての技術的助言や出前講座を実施いたします。このたびの条例概要についての説明をきっかけに、町内会から地域猫活動に取り組みたい、勉強会を開きたいとお申し出もあり、講師派遣をしたところでございます。今後はセミナーや各地域における説明会等を開催しながら、広く周知に努めてまいります。

3番目、「多数の猫を不適正飼養する者に対して、無秩序に繁殖しないよう、不妊去勢手術等に関する指導や助言を行います」とございます。福祉担当部局と連携しまして、取り返しのつかない数が増えてしまう前に指導に入ることができるよう努めてまいります。

最後に4つ目、「市民等からの相談への対応」とございます。引き続き、さまざま

	<p>なご相談に対応してまいります。猫を追い払う方法のご紹介や猫が嫌う超音波発生装置の無料貸し出し、町内会で回覧できるチラシのご提供をしております。</p> <p>このほかなんですけれども、条例の本文の第9条をごらんください。条例の一番最後のページとなっております。「市は、市の責務を踏まえて実施する施策及び相互の協力を効果的に推進する体制を確立するよう努めなければならない」との条文がございます。今後、動物愛護協議会におきまして、猫に特化した分科会を別に設置することを想定しております。委員の皆様にはご協力をお願いする可能性もございますが、何とぞよろしくお願いいたします。</p> <p>条例の主な内容についての説明は以上となります。</p> <p>条例に規定される飼い猫の適正飼養、飼い主のいない猫の適正な管理が進むことにより、時間はかかりますが、外にいる猫の数は減少し、苦情が減少することが想定されており、条例内容の周知啓発について一層推進してまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
進行	<p>ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見、ご質問等がないようですので、引き続き、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正概要について、事務局よりご説明いたします。</p>
動物管理センター 所長	<p>引き続き、動物の愛護及び管理に関する法律の改正について、ご説明します。</p> <p>資料5をごらんください。1枚ものとなっております。</p> <p>前回改正法の施行は2013年9月ですが、施行後5年をめどに見直すという条項が規定されておりました。特に、幼齢犬猫の販売日齢の規制やマイクロチップ装着の義務づけについて、必要な検討を行うとされてきました。</p> <p>今回の改正では、この2点のほか、第一種動物取扱業者が守らなくてはならない基準の具体化方針なども決められております。</p> <p>今回の法律は令和元年6月15日付で公布されておきまして、法律は公布されてから1年以内、2年以内、3年以内に施行する3パターンに分かれております。</p> <p>この資料の2の②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示と2の④56日規制の部分は2年以内とされておりまして、2021年6月までの施行、それから5番のマイクロチップの義務化は3年以内、すなわち2022年6月までに施行となっております。それ以外は令和2年6月1日から施行することが決まっております。</p> <p>主な改正内容についてご説明します。1番、動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化でございます。これまで告示によって家庭動物、展示動物などの飼養及び保管に関する基準が定められておりましたが、今回、法により、このような基準が定められているときは、それらの基準を遵守する責務があることが明記されました。</p> <p>2番、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進でございます。動物取扱業の登録拒否事由が追加されたほか、第一種動物取扱業が遵守すべき事項として、環境省令で定める飼養施設の構造・規模などの7項目が規定されておりまして、具体的に示すよう法で規定されました。この部分は2年以内の施行でございます。また、犬・猫等の販売場所を事業所に限定し、販売事業所外での対面説明が禁止されました。さらに、出生後56日を経過しない犬・猫の販売は原則できなくなります。</p> <p>次に3番、動物の適正飼養のための規制の強化でございます。適正飼養が困難な場合の繁殖防止措置が努力義務から義務化され、自治体による不適正飼養に係る指導等</p>

	<p>が原因者全般を対象にできることとされました。特定動物では、愛玩目的での飼養が禁止となりまして、また、特定動物が交雑して生じた動物、想定ではオオカミ犬というものだそうなんですけれども、これも特定動物として扱うこととされました。</p> <p>次に4番、都道府県等の措置等の拡充でございます。動物愛護管理センターの業務が規定されたほか、動物愛護管理担当職員が都道府県、政令市、中核市では必置とされました。さらに、所有者不明の犬・猫の引き取り拒否ができる場合が規定されました。</p> <p>5番、マイクロチップの装着等でございます。マイクロチップの装着については、犬・猫等販売業者への装着と登録の義務化、それ以外には努力義務化され、登録を受けた犬・猫を所有した者は変更届け出が義務づけられます。さらに、装着されたマイクロチップは、狂犬病予防法上の鑑札とみなすことが規定されました。この部分は3年以内でございます。</p> <p>法改正の概要については以上でございます。</p>
進行	<p>ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問等はないようですので、次第5、議題に進みたいと思います。</p> <p>次第5の議事進行につきましては、協議会設置要綱第6条の規定に基づきまして、会長にお願いすることといたします。では、佐藤会長、よろしくお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>それでは、次第にのっとりまして、議題の1番、2番、令和元年度仙台市動物愛護アクションプラン実施結果について、あわせて令和2年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）について、事務局からご説明ください。</p>
動物管理センター 所長	<p>では、事務局よりご説明させていただきます。</p> <p>令和元年度仙台市動物愛護アクションプランの実施状況と来年度のアクションプラン（案）でございます。</p> <p>まず、お手元の資料1に沿って項目ごとに説明したいと思います。なお、資料1における斜字体で示されている箇所は、今後、年度内に実施する予定の事業となります。また、図表や取り組み状況報告における令和元年度の数値は、12月末時点における集計結果となっております。平成30年度以前の数値につきましては、各年度末の集計結果となっておりますので、ご承知おき願います。</p> <p>まず、資料1の1ページ、重点事業1の飼い主のいない猫対策事業でございます。仙台市は、仙台市獣医師会が進める「飼い主のいない猫の社会復帰事業」である不妊去勢手術費用の助成事業への事業経費の一部として、補助金交付を行っております。昨年度、助成単価を引き上げ、現在の助成額は1頭当たり、雄猫4,500円、雌猫9,000円となっております。助成単価の引き上げにより、平成30年度は想定を超える利用があったことから、11月に事業予算の消化により早期に打ち切りとなってしまったことを踏まえ、今年度さらに予算を増額し、約500頭の実施が可能となっております。12月末時点において利用頭数が395頭ですので、現状のペースですと年度末まで本助成制度をご利用いただけるのではないかと考えているところです。後ほど小野委員よりご報告いただきたいと思います。</p> <p>また、この事業の効果として考えておりますのは、無秩序な繁殖の抑制によるセンターへの猫の収容頭数の減少でございます。資料の4ページの中段をごらんください。猫の収容頭数は今年度、12月現在で505頭となっております。前年の同月は600頭</p>

の収容がありましたので、収容頭数は約 100 頭減少しております。

その右側、猫の苦情・相談件数をごらんください。今年度の苦情及び相談件数は 307 件及び 502 件となっており、前年の同時期においてはそれぞれ 305 件、395 件でしたので、苦情件数は同程度ですが、相談件数は増加しています。不妊去勢手術をしてもすぐに猫がいなくなるわけではないことから、助成事業の苦情・相談の減少効果はすぐにはあらわれないと考えております。また、苦情や相談は、猫の問題だけではなく、人間関係など、さまざまな要因が複雑に絡み合っていることもあり、センター職員が苦情先へ適正飼養等の指導をいたしますが、解決は困難であり、再苦情となる場合もございます。

前回の協議会で細井戸委員から、地域猫事業を推進しているのに苦情が増えているのはよくない、ただ件数を数えるのではなく、アンケートの方法を検討したらどうかというご意見をいただきましたが、現状、この件数を一つ一つ処理することが精一杯の状況であり、まだアンケートをやることには至っておりません。大変申しわけございません。

今年改めて 307 件の苦情の内容を見直してみたところ、7 名の同一相談者から 2 回ずつ苦情がありました。これにつきましては、総数を押し上げるほどではないと判断しております。

また、後ほど出てまいります町内会規模で地域猫活動を進めている会長さんに伺ったところ、鳴き声や糞尿被害の苦情は確かに減っているというふうにおっしゃっていました。地域猫活動はやはり点ではなく面的広がりを実施していかないとなかなか効果を実感するまでには時間がかかるのかなと思いました。

では、2 ページにお戻りください。平成 28 年度に策定しました「『飼い猫』や『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」の普及啓発については、ホームページへの掲載、仙台市獣医師会の会員病院での配架、区民まつりなど各種イベントでの配布、市民センターでの啓発パネル展示、町内会への出前によるセミナー開催などを実施しました。

続きまして、3 ページをごらんください。3 に記載のありますとおり、地域猫活動を進めるボランティアを後押しするため、飼い主のいない猫対策セミナーを 2 回開催いたしました。6 月は、講師にねこだすけの工藤先生をお迎えして「飼い主のいない猫について考える～人と猫の間でトラブルを起こさないために～」との演題で、円滑な地域猫活動を推進するための取り組みについて講演いただきました。トイレ設置のデモンストレーションや地域猫活動で用いる物品展示等もありまして、非常にわかりやすく、かつ実践的な内容でした。また、9 月には、哺乳ボランティアの方々を対象に「哺乳期の猫の衛生管理と健康管理等について」講義を行いました。哺乳時期における感染管理について、「参考になった」等、肯定的な意見を多数いただくことができました。今後、ボランティアのスキル向上やモチベーション維持のため、継続して開催する必要性を感じました。

さらに、今月 28 日には「最近のペット事情～猫を取り巻くルール～」について、動物との共生を考える弁護士の会・東北に所属される弁護士の方をお迎えして、ご講演いただくこととなっております。

その他の取り組みについてご説明いたします。①町内会や地域等への取り組み支援

の実施状況として、地域猫活動を継続して実施している青葉区内の町内会に捕獲器の貸し出しを実施したり、昨年度、公園の所有者と管理者、本センターが連携して不妊去勢手術を行った大型スポーツ公園に対しては、今年度は施設内への猫の侵入による糞害についての相談が寄せられたことから、超音波発生装置の貸し出しを行いました。侵入する猫に効果があるかどうか確認していただき、実際に効果が確認できたとのことで、施設管理者が同装置を10台購入して運用しているとのことです。

その他、②個人への取り組み支援の実施状況としては、捕獲器の貸し出しが延べ66件、超音波発生装置の貸し出しが13件となっております。また、依頼主が単独で飼い主のいない猫への不妊去勢手術が困難な場合には、しっぽゆらゆら杜猫会のボランティアの方々に、手術のための捕獲や病院への搬送等について協力いただいておりますが、ボランティアの紹介に至った事例が6件あり、下記の表のとおり、今年度は24頭の不妊去勢手術と4頭の子猫を保護いたしました。

続きまして、4ページをごらんください。③譲渡予定の収容猫への不妊去勢手術の実施状況でございます。飼い主のいない猫としてセンターに収容し、譲渡対象となった個体については、仙台市獣医師会の協力により、成猫5頭及び子猫57頭、計62頭の不妊去勢手術を実施いたしました。

次に④ですが、さきにご説明いたしました仙台市人と猫との共生に関する条例が昨年6月に制定されたことから、4月の施行に向けて現在周知・広報を行っているところであり、市政だより8月号での特集記事の掲載やホームページにおける説明やチラシのPDFデータの掲載、市役所や区役所等の庁内でのポスター掲示やチラシの配架、市連合町内会や各区連合町内会長会における条例説明を実施いたしました。さらに、昨年9月末には市内単位町内会1,314カ所に対しまして掲示用ポスター等を送付しまして、各町内会において適宜掲示していただいているところです。

⑤飼い主のいない猫に関する普及啓発の取り組みの実施状況については資料のとおりです。

その他参考として、猫の収容頭数、苦情・相談件数、苦情・相談の内容について記載しましたので、ご確認ください。

続きまして、5ページをごらんください。重点事業2の動物介在活動の普及推進でございます。

動物介在活動の普及啓発のため、2月に赤坂動物病院の獣医師、千葉陽子先生を迎えて、「絆を見直そう～AAAに向けたレベルアップ」について、NPO法人エークューブの会員と活動犬を対象としたセミナーを開催予定です。

なお、昨年度、齊藤委員から、学校として何の役に立っているのか、検証作業をしたほうがよいのかというご意見、それから中学や高校のレベルではどうステップアップするのかというご意見がありました。今年度はそのご意見に基づきまして、事後のアンケートを実施しております。

小学校の先生を対象に行った実施後アンケートでは、「圧倒的に笑顔が増えた」「発言が増えた」「周りの人と積極的にかかわろうとする姿勢が見られた」の部分に、77.8%の学校が何らかの変化があったという結果でございました。そのほか、自由記載では、「普段表情を見せていない子も犬とのふれあい活動を通じてにこやかに活動していた」というものもありました。

小学生向けの動物介在活動とは別に、中学生には職場体験学習の受け入れを行ってございます。寄せられた感想の中では、「犬や猫を飼うと決めたときには、ともに生きていく中でしっかりと育てることができるのか、考えることの大切さを学びました」や、「動物を捨てたりする人が減ることを願っている」、それから「保護された命が必ずしも助けられているわけではないと学びました」というものがありまして、私どもがお伝えしたかったことが各生徒さんに伝わっているのではないかと思います。

こちらの前に飾ってあるポスターなんですけれども、この職場体験学習の三条中学校2年生が職場体験の事後学習で制作した事業所紹介のポスターでございます。

資料のほうにお戻りください。

今年度の市内小学校への訪問活動は、エーキューブと協働で行っておりまして、現在7校が実施済みでございます。昨年度は16校からの応募があり、特に9月から12月は訪問日程が集中し、参加する動物への負担もあったことから、今年度は夏休み前にも分散して訪問できるよう、学校への開催案内を早めに行いました。しかし、結果的には応募件数は昨年ほどありませんでした。訪問活動の詳細については、後ほど後藤委員よりご報告いただきたいと思います。

次に、重点事業以外についての令和元年度アクションプランの具体的な取り組みでございまして。

7ページをごらんください。I 適正な飼養の推進におけるI-①飼い主のマナー向上対策でございまして。

1番、各種媒体を利用したマナー向上啓発の推進については、重点事業でご説明した仙台市人と猫との共生に関する条例に関するチラシやポスター配布をはじめ、犬についても例年どおり狂犬病予防集合注射会場でのパンフレット配布や町内会への糞害防止看板を配布しております。

2、公園等によるマナー向上の推進において、苦情等の多かった公園での早朝や夕方の監視を10カ所、計20回実施しております。また、区民まつり等の参加や動物ふれあい活動、動物介在活動、譲渡会など、さまざまな機会を通じて、飼い主に対する適正飼養の啓発を行っております。

3、動物の理解促進については、動物ふれあい活動や動物介在活動、譲渡会開催時において、動物の習性や生理及び感染症についての理解促進を54回、計945名に実施しております。また、ふれあい体験の実施については、高校や中学校等の職場体験学習の受け入れ時や夏休みふれあい体験企画等の開催により、16回、計122名に実施しております。

4番、多頭飼育問題への対応としましては、局内及び区役所の福祉関連部署の職員を対象とした職員研修において、高齢者や生活保護受給者等による多頭飼育問題等について講義を実施しており、また、地域包括支援センター主催の会議においても講義を行っております。区役所の保護課や障害高齢課とも連携を図り、犬や猫の多頭飼育等について情報提供や相談を受けた場合、十分な聞き取りを行うなど連携に努め、現在3事例について対応しております。

続きまして、8ページをごらんください。I-②終生飼養の推進における1、犬・猫引取件数の削減です。犬・猫の引き取りを求められた場合には、自ら新たな飼い主を探す取り組みを行っていただきますが、里親探しツールの一つとして、センター内

で設置しているわんにゃん「命のリレー掲示板」の利用提案を行っておりまして、9件の利用実績がございました。うち3件の譲渡が決定しております。

参考に載せております「飼い主からの犬猫の引取相談数」は年々減少傾向にございます。

動物を手放す理由については、飼い主の高齢による施設への入所や病気による入院等が最も多い理由として挙げられます。次に、住居環境における問題や引っ越し、動物の高齢化に伴う認知症や病気の順番になってございます。家族や親族の方に継続して飼育していただくことや新たな里親探しを行うよう提案しておりますが、右の表にある「飼い主からの犬猫の引取頭数」が示すとおり、譲渡の取り組みを行っても譲渡先が見つからない場合には飼い主から引き取りを行わざるを得ない状況がございました。

(3)に記載のあるとおり、終生飼養の啓発のため適正飼養推進セミナーを開催しており、Tタッチプラクティショナー2である油木真砂子先生をお迎えして、10月25日には「薬膳から見るドライフードの選び方」について一般市民向けにご講演いただき、10月26日には昨年度センターから譲渡犬を迎えた家族がその犬を同伴して参加し、「より快適なシニアライフのために」と題してお話いただきました。譲渡犬に対するTタッチの個別指導もあり、センターから譲渡される犬は高齢犬も多いことから、Tタッチと呼ばれる身体的問題の改善にも役立つボディーワークは、高齢犬の自宅でのケアや飼い主との絆をつくる上で非常に有効ではないかと思われました。

次に2番、収容動物の譲渡の推進でございます。獣医師会の会員動物病院のご協力により、譲渡対象の成猫5頭及び子猫57頭に不妊去勢手術を実施しております。また、9ページに記載がありますとおり、獣医師会よりマイクロチップの無償提供を受けて、譲渡対象の犬14頭及び猫73頭にマイクロチップを装着しております。さらに、2月12日から譲渡猫の写真展を市役所本庁舎市民ギャラリー及び動物管理センターにおいて開催を予定しております。あわせてセンターの譲渡事業のご紹介や猫の完全屋内飼養等の適正飼養について啓発していきたいと考えてございます。

続きまして、9ページをごらんください。I-③未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策でございます。

今年度の集合注射については、4月に計135会場にて実施し、1万6,367頭への注射を行いました。また、指定及び指定外等の動物病院における個別注射頭数は、それぞれ1万4,495頭及び4,708頭となっております。集合注射については、頭数ベースで昨年比約5.8%と減少、指定動物病院についても5.4%の減少、一方で指定外等の動物病院については36.6%の大幅な増加となっております。

また、接種率向上を目指しまして、8月に未接種犬1万3,733頭の飼い主に対して督促状を送付しております。参考の狂犬病予防注射実施状況をごらんください。令和元年12月末時点におきまして接種率は76.8%で、前年同月比プラス0.3%の増加となっております。今年度につきましては、集合注射及び指定動物病院での予防接種頭数は減少しましたが、指定外等の動物病院における予防接種頭数の大幅な増加により、全体の接種率が向上した結果となりました。

続きまして、10ページをごらんください。I-④動物取扱業者の責務の徹底でござ

1 番、動物取扱業者への指導・啓発についてです。動物取扱責任者講習会は、仙台市主催で1回、宮城県主催で5回の計6回の開催となりました。受講者数は6会場において計311名であり、受講率は99.4%となっております。未受講者についても、県外会場で受講するよう案内しているところです。

特別講演としては、講師に環境省動物愛護管理室、田口本光室長補佐をお招きしまして、改正動物愛護管理法の概要について講演いただきました。今回の動物愛護管理法の改正については、幼齢犬等の販売等の規制や動物取扱業遵守基準の具体化など、動物取扱責任者に関係する事項が多数盛り込まれておりまして、受講者の関心は非常に高かったのではないかと思います。また、今回は初めての試みとして、研修会の内容の理解を深めてもらうことを目的に、受講者には演習問題を解いてもらいました。研修後のアンケートでは、この取り組みについては「理解が深まった」との肯定的な意見が寄せられております。

なお、昨年度、齊藤委員から、ペットショップや販売業者を通じた適正飼養の啓発活動についてご意見をいただきましたが、今年度この動物取扱責任者講習会におきまして、改めて動物の購入時、販売者の説明責任の一環として、排せつ物の完全処理などの適正飼養について必ず説明していただくようお話ししました。定期健診時の監視・指導においても同様に指導を行ってまいります。

(3) についての動物取扱業者への立入実施状況ですが、今年度の全立入検査は計107件となっております。内訳は、定期49件、新規33件、更新15件、苦情10件となっております。立入検査における主な指摘内容については、①台帳の整備不備や記録項目の不足等33件、広告表示としましてホームページの登録事項の未掲載21件、標識掲示としまして掲示なしが19件、狂犬病予防接種及び登録が未登録であった場合が9件、個体ごとの帳簿の記入事項の記載漏れ8件でございました。苦情の内容については、取り扱う生体の不適切な飼養管理や衛生管理についてのものが大半を占めており、指摘事項や苦情が多い施設については改善確認も実施しながら、複数回の立ち入りを行い、法令遵守の徹底を促しているところです。

続きまして、11ページをごらんください。Ⅱ-③災害時の動物愛護対策です。

ペット同行避難の普及啓発のため、6月から11月の期間において、防災士みやぎの研修会、町内会や地域の防災訓練、区民まつり等に参加しました。その際、仙台市被災動物連絡会で作成したチラシやウェットティッシュを配布しました。本日、委員の皆様のお手元にも配付しております。

また、この中で6月22日、館連合町内会の避難訓練におきましては、エーキューブの会員と活動犬に参加協力をいただき、避難の実際をイメージしていただくなどして、ペット同行避難の啓発に努めました。11月に開催された仙台防災未来フォーラムでは、エーキューブとともにブース出展し、パネル展示やチラシ配布などを行いました。主な来場者としては、防災士、仙台防災リーダー、町内会長、学校などの避難所運営側の方が非常に多かったので、運営側に対する啓発を効果的に行うことができました。

最後になりますが、Ⅲ-②関係団体、市民、行政の連携についてですが、今年度は動物愛護週間行事といたしまして、9月21日に動物慰霊祭を開催し、9月23日には、仙台市獣医師会及び宮城県獣医師会の共催による「どうぶつフェスタ in MIYAGI」に参加しております。

令和元年度仙台市動物愛護アクションプランの実施状況については以上でございます。

続きまして、資料2をごらんください。令和2年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）について、今年度と変更のあった点についてご説明したいと思います。

まず、1ページをごらんください。

3、重点事業の1つ目です。

これまで本市では、猫に関する引取頭数、苦情・相談件数を減少させるためには、重点事業を「飼い主のいない猫対策」として、猫の不適正な飼養者に対しては、主に平成28年度に策定しました「『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」を用いて指導や啓発を行ってまいりました。今年度6月に、仙台市人と猫との共生に関する条例が制定され、令和2年4月1日施行となったことから、重点事業を見直し、表題を「飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫の適正管理の推進」といたしました。

内容につきましても、「猫に関する引取頭数、苦情相談件数を減少させるためには、飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫の適正な管理をともに推進する必要があります。そのためには、令和2年4月施行の「仙台市人と猫との共生に関する条例」に基づき、市の責務として適正飼養の啓発、地域猫活動の普及等を行うほか、飼い主及び販売業者の責務並びに市民等の役割を周知し、ボランティアや関係団体とも連携を図りながら、誰もが猫と共生することができる社会の実現に向けた取り組みに努めます。」と修正いたしました。

続きまして、I-①飼い主のマナー向上対策でございます。1の（2）について、条例による市の責務に基づき、「猫の飼い主に対し、完全屋内飼養をはじめとする飼い猫の適正飼養について啓発します。」と修正しました。

おめくりいただきまして、2ページをごらんください。I-②終生飼養の推進における2番、収容動物の譲渡の推進の（4）でございます。現在行っている事業の実態に合わせて文言の修正を実施しました。「より多くの市民に譲渡事業を周知するために、チラシ等を作成してイベント等で配布するほか、マスコミへの情報提供、写真展を開催します。」としております。

次に3、個体識別措置の普及推進の（1）について、今回の法改正により、2022年から犬・猫の販売業者はマイクロチップの装着については義務化され、一般飼い主は装着は努力義務ですが、装着された犬・猫を購入したときは変更登録について義務化されております。現在、センターで収容される犬や猫において、マイクロチップが装着されている個体でも飼い主情報が登録されていない事例が散見されますことから、「登録等の実施について」も普及が必要であるので、当該内容の文言を追加いたしました。

続きまして、3ページをごらんください。I-④動物取扱業者の責務の徹底の部分でございます。1、動物取扱業者への指導・啓発の（5）におきまして、今回の法改正においては、マイクロチップの装着の義務化、幼齢犬・猫の販売等規制、遵守基準の具体化等の改正箇所が多く、法施行前より周知を図り、施行後の法令遵守について徹底を図っていく必要があることから、新たに法改正内容の周知等について追加いたしました。

	<p>続いて、Ⅰ－⑤特定動物の飼い主の責務の徹底の部分でございます。今回の法改正に伴い、愛玩目的とした特定動物の飼養・保管は禁止されることから、(1)の記述については「改正動物愛護管理法の施行後において、動物園等その他の環境省令で定める目的外の特定動物の飼養・保管が禁止となることについて市ホームページ等の媒体を通じて周知します。」に変更することといたしました。</p> <p>続きまして、4ページをごらんください。Ⅱ－②飼い主のいない猫対策の推進でございます。</p> <p>1、飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策の(3)では、条例に係る市の責務に基づき、市民等が行う飼い主のいない猫の不妊去勢手術を目的とした捕獲に捕獲器を無料にて貸し出しすること、実施者が捕獲や病院への搬送が困難となる場合においては、ボランティアの紹介等の支援を行うことを明記いたしました。</p> <p>2、「『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」の普及啓発につきましても、条例に係る市の責務に基づきまして、条例を含めた文言に修正してございます。</p> <p>3番につきましても、条例に係る市の責務に基づき、「市民が取り組む地域猫活動への支援」とし、内容を「地域猫活動に関する知識等について、普及啓発を推進するため、セミナーや各地域における説明会等を開催するほか、技術的助言を実施します。」と修正いたしました。</p> <p>令和2年度アクションプラン(案)についてのご説明は以上です。</p>
佐藤会長	<p>多岐にわたる事業、ご苦労さまでした。</p> <p>今のご報告の補足といたしまして、小野委員から取り組みをご紹介ください。</p>
小野副会長	<p>それでは、別にお渡しした資料、獣医師会からの資料ということで、横のやつですね、これを見ていただければと思います。</p> <p>主に飼い主のいない猫の不妊去勢事業に関してお話するんですけども、進捗状況と、あと去年の比較と、その辺を中心にお話ししたいと思います。</p> <p>去年が1年間で427頭です。一番上に予算のことが書いてあるんですけども、予算の金額はちょっと生々しいので、それはちょっと置いておきまして、2つ目の頭数のところを見ていただければと思います。去年が417頭。今年は、市からの資料の一番最後、12月末が1ページの一番下の表の右下の395というのが12月末。それから1月に入って少しまた進みまして、これが412となっていますので、要はちょうど去年1年度でやったのと同じような頭数に今なっているということになります。</p> <p>ただ、少しお話があったとおりで、前年度は427頭を11月の半ばぐらいで予定頭数を達成してしまいましたので、それ以降は助成事業ができないというじくじたる結果になってしまいました。そういったこともあり、予算枠を広げ、仙台市からの助成も増やしていただいて対応してきたんですけども、経過としてはそんなわけで今412で、予定頭数というところが、予算的にはたぶん500頭、510頭ぐらいになる予定なんですけれども、あと100頭ぐらいの枠があるというような形になります。</p> <p>右側のほうに移っていただいて、実際に月ごとの頭数というのが、これはちょっと補足説明的に言うと、まあまあ、それなりにばらつきはあるんですね。1月、2月、3月と、去年実施していないので今年どうなるのか、実は読めないなということは思いつついます。とはいえ、まあ大体、平均でいうと、12月までだと平均大体44頭ぐら</p>

	<p>いなんですね。月当たりがね。なので、それでいくと、大体、想像になるんですけども、さあどうかなというふうに思いながら様子を見ているところです。</p> <p>それから、あとは雄・雌の比率ですね。去勢と不妊の比率は大体毎年同じような感じで経緯していきまして、大体やっぱりこんなものなのかなと思っています。そんなところですね。</p> <p>猫の収容頭数がまた減っていることが市のほうから報告されていまして、まあ一定の効果はあるんだろうと私も思っているし、思いたいし、ぜひともそうであってほしいしと、そんなような心境ではあります。ただ、これから先、さらに収容頭数が減るといふのと、この実施頭数はそうするとどうなっていくんだろうと、実施頭数も減っていくのか、減っていくのが理想なんだろうかなどと、その辺は何となくつつらと考えているところはあります。</p> <p>いずれにしても、また次年度に向けて、猫条例のこともありますので、市からの要望等もありますので、さらにしっかりとこの事業を続けていく予定であります。</p> <p>以上でございます。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。この不妊去勢手術の効果が出てくれば、極めてありがたいことだなと思います。</p> <p>続いて、後藤委員のほうからまた補足説明をお願いしたいと思います。</p>
後藤委員	<p>エーキューブの後藤と申します。よろしくお祈りします。</p> <p>先ほど説明がありましたとおり、エーキューブは仙台市動物管理センターと協働で動物介在教育を行っております。お申し込みのほうが一校だけインフルエンザということで中止がありまして、現在、活動を行ったのが7校、あと来月にもう1校という形で推移しております。</p> <p>私たち、長く活動させていただいている中ですごく感じるのが、年々動物と暮らす児童が減っているなど感じています。小学校に訪問させていただいて、介在活動に訪問させていただいて、グループに分かれましてふれあい活動を行っている中、皆さんの中で犬や猫と暮らしている方はいますかとお話すると、1つのグループに一人も動物と暮らしている児童がいないという場面が今年何回かありました。つまり、この活動で初めて犬に触るといふような経験となる児童も多くなります。経験がないがゆえに怖いと感じる児童が多く、本当に最初にじゃあ触ってみましょうというところから、非常におっかなびっくり触るところがよくかいま見られます。</p> <p>そういった中、すごく大切な機会なんだなということは会員一同、みんな心に思っておりますので、優しくゆっくり触ってくださいというふうに声がけをしながら、また、優しくゆっくり触って笑顔になっている、触れる児童の様子を見てもらいまして、その様子を見て、自分もじゃあ触ってみようという形になり、また、みんなが優しく触ることによって温かい笑顔になっていくというのをすごく肌で感じながら活動しております。なので、逆に先生方にも触っていただいて、先生が犬を触るときにとってもいい笑顔をされるので、子供たちにもその笑顔を見てもらっていたりしています。</p> <p>その中で、ぬいぐるみでない犬、生きている犬と暮らすためにはお世話や責任ということはもちろんなんですが、犬の気持ちを考えてあげる大切さもあわせて伝えております。</p> <p>自分が優しくなると、相手、犬も安心して優しくなるね、それを見ているみんなも</p>

	<p>優しい気持ちになりますねということをお伝えしながらやっております。そこで事後のミーティング等、先生方にご意見を伺うと、やはりとても、「初めてこういった活動を申し込みし、やってみましたが、すごくいい活動だと思います。子供たちの笑顔も大変増えました。言葉を発することもすごく多くて、私自身びっくりしていました」という先生のご意見も多くいただいております。申し込み校数がちょっと少なくなったというところはあるんですが、でも実際やらせていただいた学校ではとても好評で、私たちもとても嬉しく思っております。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまのアクションプランの実施結果及び令和2年度のアクションプラン(案)について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
細井戸委員	<p>細井戸です。</p> <p>昨年、苦情に対するデータ整理について、少し意見を述べたことに対し、早速対応して頂き、ご苦労をおかけしました。どうもありがとうございました。</p> <p>昨年、議員の方が参加される中、手術の予算不足などの多くの問題点が指摘されましたが、この1年で解決しています。また、苦情への対応もこの条例が制定されることによって明確になり、地域猫の世話をしている人も、あるいは周りの市民にも伝わるのではないかなと、すごくいいなと思います。このチラシもわかりやすく、この内容を具体的に地域の人に伝えていくことによって、コミュニティにおけるコミュニケーションが深まり、協働が生まれることで、ちょっとした苦情も減るのではないかと期待されます。ただすぐに、結果は出ないと思われれます。今まで通りの対応も重要です。我々はエサやりに伴う弊害や糞害について、十分に頭の中に入っています。また、実際やっている人や自分がそれを目にした人は気づくのですが、我々の周りの人や一般の人が気づいていないことがチラシには出ているので、行政の方もそのことを踏まえた上で、より丁寧に地域の人に説明して頂きたいと思います。また、先ほどの町内会会長会議で話が出たという会長さんの意見を具体的にうまく紹介して頂ければと思います。</p> <p>それともう一点、このすばらしいポスター、あるいは譲渡した人が連れてセミナーに来たりしているというようなことも、関係者だけが知っているということになりやすいので、できればマスメディアとかをうまく活用して、仙台の管理センターが取り組んだことに伴って、こういうふうな譲渡先の人がこういうふうになんか幸せな気持ちでやっていますよ、あるいは勉強会にもこういうふうに参加していますよというのをうまく広めていただければと思います。</p> <p>最後に、私も動物介在教育というのは非常に重要だと思いますし、これを後藤さんはじめエーキューブの人が管理センターの方々とともにずっとやってこられているというのには本当に頭が下がります。私自身も年間に何回か中学生とか小学生に動物に関する講演をしていますが、子供たちと動物との暮らしの減少には歯どめがかからず、動物との触れ合いすらほとんど経験していないという子が増えていることを実感しています。この不妊去勢事業によって野良猫、野良犬が少なくなるという効果はありますが、身近なところで動物たち、あるいは生命の誕生というのを目にしなくなっています。やはり、生命が誕生する瞬間や成長は、子供ばかりではなく、大人でもときめきを覚えて、親しみを覚えると思います。今、直ぐでなくてもいいのですが、可能で</p>

	<p>あれば、動物園での繁殖の成功事例であったり、あるいは身近なところで犬や猫が誕生し、育っていく過程などを子供たちというのもできるだけ子供たちが体験できるようなシステムづくりに、将来的には取り組んでいただければと思います。</p> <p>私は去年の話し合いから1年経過した今年度のアクションプランの実施状況は、かなり成果が上がっていると評価します。そして、この条例が施行されることで来年度はさらによくなっていくと期待されます。行政の皆様や関係者には、よりうまく取り組んでいただければと思います。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。重点事項の1のほうについては、地域猫を世話する人と被害を訴える人とのコミュニケーション、これの重要性みたいなところを指摘されたんじゃないかと思います。それについて事務局のほうで何か、対策というか、かかわりを推進するようなかかわりは行われていますでしょうか。</p>
動物管理センター 所長	<p>仙台市の地域猫推進活動ですけれども、まだまだ模索状態でございまして、この条例ができたことにより、これから始まっていくんじゃないかと思います。まず条例に書かれてありますとおり、エサをやっている方が周りの人とちょっと協力してやっていくという、そういう少人数の地域猫活動というのをまず第一に進めていこうと思っております。ただ、その地域猫活動の理想形としましては、大規模に町内会でやるような地域猫活動が理想形なんですけれども、エサをやっている皆さんはそういうことでこちらに電話相談がありますと、そういうことは町内会の皆さんとやったらどうですかというふうにお勧めするんですけれども、一人一人が孤立してエサをやっている方が大多数でございまして、いやいやそんな大げさなことはできませんというふうに尻込みされてしまうんです。そうなりますと地域猫活動というのは全然推進されていかないので、まず小さいところから、できるところから、エサをやっている方中心で、協力者2～3人として始める、それがどんどん広がって、私も協力するわという人が出てくるような形で広がっていけばいいなと思っております。まず最初はその地域猫活動を推進していくのにハードルを低くしまして、これもこれもこれもやらないと地域猫活動とは言わないんだよというふうにはしないで、小さなところからやっていくように進めていきたいなと思っております。</p> <p>来年度は、今までは地域猫活動に関するセミナーや説明会も動物管理センターが行うことが多かったんですけれども、私どもが地域のほうに出向いて、市民センター等でご説明なり相談会を開くことで、より気軽に参加していただいて広めていきたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>先ほども所長から紹介があったように、町内会で地域猫活動をやっているところで苦情が少ないということのようですので、やはり地域猫活動をやっている方と被害を訴えている方とのコミュニケーションですね、それが推進できるような活動というか、働きかけをやっていく必要があるんだろうなと感じました。</p> <p>ほかに、その関連でご意見ございますか。</p>
後藤委員	<p>エキューブとしては地域猫活動は行っていないんですが、そういった活動を一生懸命やっている会のほうからいろいろお話をお伺いすると、まだまだそういった活動をする、これはボランティアが全てやってくれるというような思いがすごく感じられると。実際相談を受けましてそのところに行かれると、もう当然捕獲をして病院に</p>

	<p>連れていってもらってお金も出してくれるのよねというご意見が非常に多く聞かれ、子猫がいたら、かわいそうなのでどうぞ保護してください、でもそれのお金は一切出しませんというような、本当に目の前にいるのが嫌というような形のご依頼、ご相談が非常に多いと聞いています。</p> <p>なので、こういった仙台市の人と猫との共生に関する条例が施行される時にあわせて、やはり当事者である市民の方、そして地域の方が一緒になって考えてやることなんですよということも広く周知をやっていただけると大変ボランティアをやる者としてはありがたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。</p>
佐藤会長	<p>今の話題について、ほかにございますか。私も今、後藤委員が紹介されたように、子供たちがそういう動物飼育というか、動物とかかわる機会がすごく少なくなってきていると思います。一方で介在教育をすると効果が非常に大きいということも確認されているようですので、地域猫活動を介して、地域でもそういう動物とのふれあいの可能性みたいなことを模索できるとよろしいかなと感じました。</p> <p>ほか、ございますでしょうか。いいですか。</p> <p>第2番目の重点事項について、介在教育のほうで細井戸委員から、もう少し動物園なり、私がイメージすると畜産かなと思うんですが、そういうものに活動を広げる可能性というのはどうかというお話がありましたが、その辺についてはいかがでしょうか。</p>
動物管理センター所長	<p>今のところはまだ想定していないところなんですけれども、確かに地域猫活動などが進んでいって外猫が少なくなってくると、自分の家でも飼っていないし、外にも動物がいない。動物を目にする機会がなくなってしまう。動物の誕生を目にする機会もなくなってしまうということで、それについて子供たちの情操としてはいかがなものかというようなご意見があるのは承知しております。</p> <p>ただ、我々としては、外猫に関しまして、仙台は住宅密集地でもありますし、非常に糞害や鳴き声などで困っているというお声が非常に多数寄せられているものですから、まずその問題を、困っていらっしゃる方々の問題を解決したいというような気持ちでございます。</p> <p>動物に関する、その命が産まれたり、そういうところは今、動物園のほうで情操教育に関するところをやっているように聞いておりますので、そちらの分野でやっていることとこちらのことで、今はまだ余り情報が共有されていないところなんですけれども、教えていただきながら参考にさせていただきたいなと思っております。よろしいでしょうか。</p>
佐藤会長	齊藤委員、どうぞ。
齊藤委員	<p>今年の1年間の活動、それから次年度のアクションプランは法律の改正に伴って大変たぶん大きくまた進んでいくのかなというところでは非常にすっきりとした、非常に活動も充実していましたし、また次年度にかけても計画がよりフォーカスがはっきりしてくるのかなとお見受けしております。</p> <p>それから、去年は教育活動についていろいろ申し上げたことについて、たくさんご対応いただきましてありがとうございました。</p> <p>今後のことなんですけれども、まず、昨年アンケートって確かに申し上げたと思うんですけれども、やって笑顔が増えたとか発語が増えたということだったんですけれ</p>

ども、それは言ってしまうと当たり前というか、子供は生き物がやはりみんな大好きなので、こういういい活動が行われればそれだけ非常に効果が高いということはもちろんよくわかるんですけども、たぶん去年私が申し上げたのは、学校教育の中でより普及していくというような形で何かお話があったので、そうであればということで、どこをどうすればもっとよくなるのかというのを検討するためには評価が必要なんじゃないかなという文脈だったと思うので、いいか悪いかということはもう全然そんなのは最初からもちろん問題になっていなくて、いいということがわかっていますと。そういう話だったんですね。

それで、次年度以降もたぶんこういう活動は続くと思うんですけども、やっぱり今、学校ってなかなか時間数が足りない、授業の時間数も足りないし、やらなければいけないということが増えている中で、やっぱりいろいろな、こんなことをやったほうがいい、あんなことをやったほうがいいというような社会的な課題というのはたくさん増えてきているという状況にあると思うんですね。

その中で、この教育活動をもし本当に学校教育の一環として取り入れていただきたいということで推進するのであればなんですけども、その場合には、今、来年から新しい学習指導要領が完全施行になりますので、その中で例えば特に、たぶん道徳だと思うんですけども、一番絡んでくるところは。その中で例えば1時間もの、あるいは1時間のアクティビティーとその前後の事前の指導、事後の指導みたいなものも含めてパッケージとして、こういうような活動をするということがいいのではないかなというような提案までしていくと。すぐにはできないと思うので、来年やったらどうでしょうかという意味ではなくて、そういうことをもし学校教育の中で推進していくということであれば、そういったものを一緒に提案できるようになるように活動の振り返りをして、学校の先生からはこういうところが問題だった、問題というのは活動の問題じゃなくて学校側の問題です。こういう問題があるとか、やってみただけこういうところが時間が足りなくてうまくいかなかったとか、やったらやっただで終わってしまったのか、ちょっとよくわからないですけども、もっとこうであれば取り入れやすくなるよとかといったような学校の先生方の要望を聞くというような意味でアンケートと申し上げたんですけども、そういうものを進めていって、今度の、令和2年度という意味ではないんですけども、よりすばらしい活動、生かされるような形で学校のほうに提案できるようにすれば、たぶん学校側でも今社会教育との連携というのを求めていると思いますので、つながっていきやすいのかなという意味で、そういう意味でもう少し評価というのを、間に立って、エーキューブさんの活動と活動の間に立ってそういうものを進めていくのがいいのかなというふうに思うのが1点。

それから、学校だけにこだわる必要はないのかなというのが私見で思うところなんです。介在教育そのものというのが学校教育の中で別に限定されたものでもなくて、人と動物にとってよい影響があるという前提で進められているものだというふうに認識しているんですけども、そうであればここでもたくさん動物介在教育というのをなさってはいるんですけども、まだまだきつとできるんだろうなと思いますし、老人福祉施設も障害者施設もものすごくたくさんある中で5回6回と、まあエーキューブさんの活動の能力というのも恐らくあろうとはもちろん思うんですけども、児童養護施設ですとか、さっきちょっと出てきましたけれども、町内会でもできるんじや

	<p>ないかというお話が出てきたんですけれども、私も似たような活動をしているものですから、私はヤギなんですけれども、町内会から来てくださいということが最近やっぱり増えていて、むしろ学校なんかよりもどんどん来てください、来てくださいというところはそういうところでは多くなってくるのかなと思うので、片や、1つは学校教育ってもちろん大変重要なんですけれども、そういうものにかかわらず、生涯教育という観点からは広くいろいろなところで普及活動を、エーキューブさんのご負担のできる範囲ということになると思うんですけれども、推進していけるといいのかなというふうに思ったところです。すみません、長くなりました。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございます。学校教育としての介在活動の宣伝みたいなことについて、所長のほうから何かご意見ございますか。</p>
動物管理センター 所長	<p>今のお話をお伺いしまして、学校教育の一環として推進するのであればというふうには齊藤委員から伺ったんですけれども、なかなかその部分は今どうかなというふうには思っておりましたが、この活動をよりよくするために、もっとこうすれば学校側が取り入れやすく、それからもっと先生方の要望を細かく拾ってこちらが対応するような形にしていけば、もっと学校としても効果的に利用できるんじゃないかなと思いました。</p> <p>今、事後アンケートとして今年度やったんですけれども、先生たちもお忙しいことですし、割とさらっとしたご意見を書いていただくものしかなかったので、もう少し細やかな形でこうすればどうかなというのを拾えるような形で事後のアンケートなんかもしてみたら、もう少し、ただ動物とふれあって笑顔が増えてよかったねというのではなくて、もっと活用していただけるようなものにもしかしたらなるのかもしれない。そういうところを令和2年度はやってみたいなと思った次第でございます。</p>
佐藤会長	<p>どうぞ。</p>
木村委員	<p>ちょっと冊子は何かはっきり覚えていないんですけれども、たぶん日本ペットフード協会が作成したパンフレットか冊子の中で、ペットを飼っている家庭の子供はいじめが非常に少ないと、いじめをする子供が。そういう事例がアンケートで出ていたという記憶がございます。こういうふうにはエーキューブさんの結果、初めてペットに触れるとか、そういうお子さんが増えているという部分で、それに反比例してそういうのが増えているのかなと。家庭環境の中でこういうふだんからペットに触れられる環境の子供が情操教育というんでしょうか、弱い者をいじめないという、そういうのが育っているのかなという、そういう切り口で学校に持っていくのも一つありなのかなというふうにはちょっと今思いました。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございます。そういうペットなり動物とのふれあいの教育効果というのはいかなり明らかになっているんだと思います。その中で、あわせて学習指導要領の改訂があって、その完全実施が始まるということなので、その中で学校のほうからも何かそういう活動の広がりみたいなことが出てくる可能性というのはあるんでしょうね。齊藤委員、どうなんですか。</p>
齊藤委員	<p>そうですね、去年もちょっと言ったかもしれないんですけれども、新しい学習指導要領というのは、学力の定義というのは今、世界基準にどんどん変わってきていて、日本は割と学力というのはテストではかっていた、知識偏重型だったのが、今はそれをすることでどういう社会で使える能力が身についたのかというのをはかるために勉</p>

	<p>強しているんだという考え方に変わってきているので、教科で学ぶということがそれを使って何かの課題を解決するということに使えるという、要するに社会の課題とか自分の身の回りの課題を解決するために教科の学習があるんだよ、だから教科の学習というのは社会に開かれなければいけないというのがすごく大きな変わったところなんです。一番大きく変わったところ。なので、何かするときに、例えば本当に抽象的な課題として学習するんじゃなくて、実際に自分の生活の中とか身の回りで起きていることと結びつけて例えば計算をしてみましようとか、コンピューターを使って調べてみましょうみたいな学習なので、社会に開かれた教育課程というのがキャッチフレーズなんですけれども、地域や社会とのかかわりの中でカリキュラムをつくっていきましょうということでもどんどん変わっていつているんですね。今すごく変わり始めているので、そういう社会的な学校側からの要請はあるんだけど、どういった教育資源があるのかがよくわからないという学校さんほとともたくさんあるんだと思います。特に道徳なんていうのは初めて今回教科化しますので、道徳の授業は、本はあるんだけど、実際に体験的な教材というのはほとんどない状態ですよ、今。そういうところではすごく入っていきやすいんじゃないかと思います。</p>
佐藤会長	<p>なかなかおもしろいというか、学校側からもそういう要請があるようになってくると思うので、アンテナを高くして、社会的な問題を提案していくという、そういう取り組みもあっていいんじゃないかなと思います。よろしくお願ひします。</p>
保健衛生部長	<p>保健衛生部長の川口でございます。</p> <p>今、いろいろ動物を介在させた情操教育といった視点をご議論いただきまして、今、仙台市の場合、教育の場面でいいますと、いじめの問題が非常に現場では大きな問題になっておりまして、先日もいじめ防止条例ということで策定されまして、現在いろいろさまざまな取り組みに関してございますけれども、そういった命の大切さというのをいかに子供、児童生徒の皆さんに訴えるというか、理解いただくかというところが一つ大きな、これから仙台市の大きな取り組みになっていくんだろと思うしております。</p> <p>その中で、こういった動物介在活動というのは、これまで教育との連携ということでは進めてございますけれども、そういった新しい課題が出てきてございますし、今お話がございました指導要領、私どももまだなかなか勉強が不十分でどういったものが動物を使ってご支援できるかというところはわからないんですが、今後そういった視点も含めて教育委員会ともいろいろ意見交換をさせていただき、さらにいろいろとこれまで動物介在教育ということでお邪魔していますけれども、アンケートですとか、提示していただくこともあるかと思ひますので、そういった中でどういった形でさらにこういった活動を、今までのやり方だけではない活動ができるのか、ちょっとお時間を頂戴するかもしれませんが、検討させていただきたいと思ひしております。</p> <p>そのほか、これ以外での取り組みということで申し上げますと、社会教育という視点も入ってくるかと思うんですが、その部分については我々もこれまで余り正直意識してきていないという部分がございます。どういったチャンネルが使えるのか、私ども、エーキューブさんのご協力を今いただいておりますけれども、リソースといひますか、そういったものを活用できるかというところもなかなか現実お示しできるものがないという状況でございますので、それについても今日頂戴した意見を踏まえま</p>

	て、いろいろと勉強させていただきたいと考えてございます。
佐藤会長	よろしく願いいたします。ほかに質問、ご意見ございますか。
山口委員	先ほど木村委員、ともに家庭で育つことによって共感を育むということをおっしゃられたと思うんですが、実際に住居の問題で飼えないということがいまだにやっぱりあるということを考えますと、震災の復興住宅の場合は飼ってもいい部分もつくられていますけれど、もともとの市営住宅では今ペットは不可なんですよね。ですので、やっぱりその辺も、もちろんそれ以外の問題で飼えないということもあるとは思いますが、住居問題で飼えないということを基本的にはないようにしていけたらなということで、ただ、どんな飼い方でもいいというわけではなくて、きちんと規則を決めて、その規則に反するようであれば出て行きなさいと言われても仕方がないですけども、規則を守って飼ってもいいような、頭数も10頭20頭飼われたら困りますけれど、猫1〜2匹とか、そういう制限もつけた上でともに暮らすということを推進できるような方向に住宅局と持っていただくとはいえませんが、これ、東京都もずっと言っていて、まだなっていないことなんですけれども、せっかく復興住宅はそういうふうになっても、ほかの市営住宅はノーということですので、そこもやっぱり子供たち、小さいときから命に接しながら共感を育んでいくという意味では重要な部分かなと思いますけれども、いかがでしょうか。難しいこととはわかっているんですが。
動物管理センター所長	山口委員がおっしゃられたとおり、東日本大震災のときには動物と一緒に逃げた方が仮設住宅に入居しまして、それがその方たちのための市営住宅が建ったときに、ペット可の棟をつくって、ペットの会をつくって規則を守りながら暮らしましょうということで、仮設住宅に入居された方たちのための市営住宅がペット可になったという経緯がございまして、それまでも今も市営住宅のほうは、通常の市営住宅はペットは飼えないことになっておりますので、非常にそこも震災後も非常に揉めに揉めて市営住宅がペット可になったという経緯もございましたので、今、ペット不可の市営住宅がペット可のものになるのかというのはものすごくハードルが高いんじゃないかなとは思いますが、確かにそういう環境が動物を受け入れていけば命に接する子供たちも増えていくということがございますので、私たちも、今ここで何かを約束することはできないんですけれども、そのような心づもりであちこちに言っていくようにしたいなと思っております。
山口委員	ぜひお願いしたいと思います。なかなか難しいということはよくわかっていますけれども、それがやっぱり未来の子供たち、未来の仙台市をつくっていくのかなど。いじめの問題にもつながっていくと思いますので、1つの問題だけじゃなくて全体を、仙台市全体からやっていったほうがよい方向に行くのかなと思います。
後藤委員	今、山口委員からそういったご意見をいただいたので、私も一言だけ。飼い主のいない猫が多い地域って、結構そういった市営住宅、公団のところが多く、飼えないから外でエサをあげるということが多いのはよく聞くことなので、そこら辺も一つお考えいただければなと思いました。
佐藤会長	そうですね、そういうふだんから飼いたい人と飼いたくない人と混住できるようなシステムができるようになると非常によろしいんじゃないかと思いますが、今の復興住宅の中で、たぶん飼われていない方もいらっしゃるんですよね。そういう方との関

	<p>係はどういう現状なのかというところは、飼われていない方の意見みたいなものというのとは何か聴取されていますか。聞こえてきますか。</p>
動物管理センター 所長	<p>今は復興公営住宅などとは余り接点はないんですけれども、当時の資料を読んだときには、3棟建ったとして、そのうちの1棟はペットを飼っていないと入居できないというふうになって、完全にすみ分けを。そのペットは犬・猫だけでなく、金魚でもカブトムシでもいいんだよみたいなどころがありまして、ペットを飼うことが入居の条件になっている棟を1つつくったというふうに聞いておりますので、隣近所で何かというのは発生しにくいのかなと思います。ただ、震災からもう8年も経ちますので、入居のときには飼っていらっしゃった方も飼っていない方になってしまったとかということとはもしかしたらあるのかもしれない。</p> <p>以上でございます。</p>
佐藤会長	<p>なかなか難しい問題ですが、気にとめておいていただければと思います。</p> <p>ほかにご意見ございますか。お願いします。</p>
山口委員	<p>災害発生時のことで、仙台はもう大きな東日本大震災を経験しているんですけれども、先日の東京も台風で、東京都は早いうちから同行避難は言い始めて、区もパンフレットをつくり、獣医師会もいろいろなところでやっていたにもかかわらず、同行避難したら避難所で断られたということがあちらこちらで出てきたんですね。まあちょっと江戸川区は人間も断ったということで大問題になりましたけれど。でもあれだけみんな随分早いうちから同行避難とあって、みんなあちらこちらで言っていたにもかかわらずということは、やっぱり避難所の設置運営体の方々と地元の方々と、起こったときにどうするというのをふだんから避難所で、動物が来たとき、どういうふうに対応するとか、ふだんから決めていかないと、どんな問題が起こったらどういうふうに対応するというのも話し合っておかないと、やっぱり設置運営体の方々は避難してきた子、大型犬で気の強いのに、避難してきた子供がかまれたらどうしようみたいな、どうしよう、どうしよう、どうしようという不安だらけになってしまっていてノーと言ってしまふ可能性がありますので、その辺をやっぱり地元の方々と設置運営体の方々と自治体の方々とが現場で見ながら話し合っ決めていくというのが重要なのかなと思いました。</p> <p>実際、和歌山は台風とかがしょっちゅう来るところですけど、結構一部の、愛護推進員の方々と、トレーナーさんとかがここ避難所という、避難所の設置運営体の方々と現場で、じゃあどこで預かろうかと、どういう子が来たらどうしようかというのをふだんから話し合っいらっしゃるんですね。東南海も来る来ると言われていますし、毎年台風は何回も来るしということでせっぱ詰まっている状況ではありますので、すごく愛護推進員の方々とかが頑張っ動いています。</p> <p>でもやっぱりそれはもうどこでも東京都のような話は起こり得ると思っていますので、やっぱり地元でふだんから現場で話し合っおくということは重要だなと思いましたので、仙台でも、たぶん避難所の設置運営体の方がみんなもう理解しているかどうかは私わからないなと。あんな大きな震災を経験していても、どうかなというところ。やっぱりそれは一つ一つチェックしていかないとわからないのかなと思っていますので、ぜひその辺はお願いしたいと思っています。</p>
佐藤会長	<p>同行避難の活動については仙台市もやられていると思うんですが、やはり地域猫活</p>

	<p>動と同じで、入れたい人と入れたくない人がいて、地域猫でも世話する人と非常に被害を感じる人がいて、そのコミュニケーションというか、それがとれないのがやはり大きな原因だと思うんですね。たぶん同行避難訓練でも実際に連れていくという訓練はやって、地域の中で連れてきてほしくない人と連れていきたい人の接点というのがないので、地域猫活動が突破口になるんじゃないかという感じがするんですが、その辺はどうでしょうか。そういう愛護を主体に考える人と管理を主体に考える人とのコミュニケーションですね、これをどうとっていくかということもすごく大きな課題だと思いますが、その辺の推進の可能性はあるんでしょうか。</p>
動物管理センター 所長	<p>佐藤会長がおっしゃるように、地域猫活動をやることで地域のコミュニケーションが活性化するという事はやはりあるようで、東京都ではかなり昔から地域猫活動というのをやっていて、地域の環境問題として扱う。猫の問題ではなく、地域の環境問題として扱って、そこを担当する部署も動物のところじゃなくて環境問題とか町内会の担当の部署がそれを担当しているんだと聞きました。その地域猫をやるためには、どこに猫がいるのかとか、何時頃出てくるのかとか、そういう情報を把握するのが一番大切ですし、そうすると、その地域の人たちがその情報がどこにあるのかとかというのを探し始める。そういう活動をやっていくと、地域の中のコミュニケーションが活発になるんだというのを東京都の事例で読みまして、そこはかなり理想だなと思いましたので、私たちはまだ端緒についたばかりですけども、この活動を通しましてそのように地域のコミュニケーションを活性化すればいいなと思ってございます。</p>
佐藤会長	<p>よろしく願いいたします。 ほかにございますか。どうぞ。</p>
山口委員	<p>質問なんですけれども、特定動物、法律でペットとして飼育禁止に一応なりました。6月からということですけども、ほかの自治体で許可を取らずに特定動物を飼育している人が捨てにかかっているという情報が入って、そういう捨てられた特定動物の保護ということに携わっているというお話を聞いたんですけども、仙台市ではそういう状況はあるんでしょうか。</p>
動物管理センター 所長	<p>特定動物が捨てられたというのは、ここ最近はないですね。カミツキガメが脱走していたというのはものすごく昔にニュースで見たことがあるんですけども、ここ最近では聞いてはいないです。ただ、愛玩目的での飼養が禁止になるということですけども、今、愛玩目的で許可を取っている方はその動物については終生飼養ということなので、それがなるから捨てるということはないと思うんですけども、ないことを祈るということなんですけれども。</p>
山口委員	<p>隠れて飼っている人の場合は、もともと法律違反ですよ。許可を取らないで飼っていること自体。そういう方が動き出したのかなと思っているんですけど。東京あたりでは山ほど飼っている人がいますから。事件を起こした人はほとんど許可を取らないで飼っていた人たちでしたので。仙台あたりでそういうことが起こらなければいいかなというふうに思っています。もしも捨てる人とか、許可を取ってなくて、隠れ飼い主だった方が新たにといっても、もう新たは無理ですよ。そうすると、その方が飼育している特定動物はどうなるんですか。</p>
佐藤会長	<p>可能性としてはあり得るわけですよ。それはどんなふうに、センターのほうで対応して頂けるのでしょうか。</p>

動物管理センター所長	<p>特定動物は犬・猫と違ってその辺に普通にいるものではないので、それをどなたかが見つけた場合、こちらにご連絡が来た場合としても遺失物、誰かの所有物であって、それを捨てたということになりますので、遺失物として警察に届けるようにというふうにご案内をしております。</p> <p>今でも、犬・猫以外に明らかに飼われているもので、その辺を歩いていないものですね、例えば飼いウサギみたいなのがそこら辺を歩いていたら、これはどう見ても野生ではない、誰かが飼っていたものに違いないとなれば、センターでは引き取りませんので、警察に遺失物として届けるようにというふうにご案内しております。</p>
佐藤会長	ほか、ございますか。
木村委員	<p>ちょっと話題がそれますが、エーキューブさんなんかの活動資金という、補助的な部分で、例えば譲渡会がございまして。そのときに、今、我々ペットショップですと、初めて飼うようなお客様にはペット保険をお勧めするんですね。人間もお母さんが初めてお子さんを産んだときに、どのぐらいの頻度でお医者さんに行きますかと、2人目3人目だと経験があるからわかりますけれども、そういうお話をして、譲渡会のときに、今、里親保険とかそういうのも保険会社から出ているんですね。そういう保険の手数料をお金でもらうのか、ないしは物品で、ご寄附としての形で保険会社からいただくのかは別として、そういう活動資金の取り方もちょっと一考じゃないかなと思っていたんですが、いかがでしょうか。市としては取れないでしょうから、例えばNPO法人であれば、それはそれで何か決まり事の中に一部を変更すればたぶん可能だと思うんですけども。</p>
後藤委員	エーキューブが活動資金の……
木村委員	一部として……
後藤委員	集めて……
木村委員	いや、集めるんじゃないかと、譲渡会のときにエーキューブさんが前面に立って譲渡会を進めて、そのときに決まったお客さんに対してペット保険を勧めると。入る、入らないは別としてですね。
後藤委員	エーキューブが行っている譲渡会というのは、独自でやっているものではなくて、仙台市と管理センターの譲渡会のお手伝いをさせていただいているということなので、資金的にはかかっている状態ではない状態です。
木村委員	活動資金の一部になればいいかなと思ってお話しした次第でした。
後藤委員	ありがとうございます。私たちはご寄附をいただいて活動をして、あと会員の会費という形で活動はさせていただいてまして、自分たちの犬の健康管理に関してはもちろん自分たちが責任を持ってやるというふうな活動で、大体はパネルをつくるとか、そういった形でお金が必要になることもあるんですけども、基本的にはそういった形でご寄附いただいているので賄っている状態です。ありがとうございます。
佐藤会長	<p>愛護行政推進にエーキューブとか獣医師会とか、多大なご協力をいただいているものですから、その資金面にサポートできたらというご意見だったかと思います。</p> <p>ほかに何かございますか。</p> <p>なければ、時間もちょうどいい頃になってきましたので、このあたりで、本年度のアクションプランの実施結果の承認と令和2年度のアクションプラン（案）について、ご承認いただけたということでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。</p>

	<p>その他、議題、何かございますか。なければ、司会を事務局のほうに戻したいと思 います。ありがとうございました。</p>
進行	<p>佐藤会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の6のその他ですが、何かこの場でのご意見やご質問等はござい ませんか。</p>
動物管理 センター 所長	<p>それでは、ご意見やご質問がないようですので、本日は円滑な協議会の運営に委員 の皆様方、ご協力、大変ありがとうございました。</p> <p>本日ご協議いただきました令和2年度のアクションプラン案に基づいて、本市の動 物愛護行政を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>令和2年度の協議会の開催については、また改めてご相談させていただきたいと思 います。</p> <p>本日は長時間にわたり、ご議論いただき、大変ありがとうございました。</p> <p>なお、議事録については、原稿ができ次第、各委員にメールや郵送でお送りいたし ますので、ご確認いただき、修正等があればお申し出ください。よろしく願いいた します。</p>
進行	<p>以上をもちまして、第28回仙台市動物愛護協議会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様、本日は長い時間ありがとうございました。</p>

令和2年 月 日

署名委員